

<p>第 411 条は親族は相互に助け合うべきことを規定している。立法当初は同条本文の主語は子 (los hijos) と記載され、子が親および他の親族に尊敬心を抱くべきことが定められていた。児童青少年権利条約の批准等を経て、親子関係の価値観の変遷を見て取れる改正である。</p> <p>第 412 条は親権者となるべき者に上世代の親族 (原語は尊属にあたる ascendientes) も含む。メキシコ法では両親ともいない場合にはいわゆる尊属にあたる他の親族が親権者になり、この親族がない場合に初めて後見 (tutela) が開始することになる。</p> <p>第 413 条は、親権行使の方法につき、非行少年に対する社会予防に関する法律規定を基準とすべきことを規定している。</p> <p>第 414 条は親権者となるべき者を規定している。第 412 条が子に対して、親権に服すべきことを規定するのに対して、これと異なり親権者たる者の基準を規定している。なお立法時には</p>	<p style="text-align: center;"><b>TITULO OCTAVO De la patria potestad</b> <b>CAPITULO I De los efectos de la patria potestad</b> <b>respecto de la persona de los hijos</b> <b>第 8 章 親権</b> <b>第 1 節 子の身上に関する親権の効力</b></p> <p><b>Artículo 411.</b> En la relación entre ascendientes y descendientes debe imperar el respeto y la consideración mutuos , cualquiera que sea su estado, edad y condición.</p> <p><b>第 411 条</b> 親子および親族の関係においては、それぞれの地位、年齢、状況のいかんに関わらず、相互に尊重し、配慮し合わなければならない。</p> <p><b>Artículo 412.</b> Los hijos menores de edad no emancipados están bajo la patria potestad mientras exista alguno de los ascendientes que deban ejercerla conforme a la ley.</p> <p><b>第 412 条</b> 親権解放がなされていない未成年者は、法に従って親権を行使すべきいづれかの尊属が存在する間は、その親権に服するものとする。</p> <p><b>Artículo 413.</b> La patria potestad se ejerce sobre la persona y los bienes de los hijos. Su ejercicio queda sujeto en cuanto a la guarda y educación de los menores, a las modalidades que le impriman las resoluciones que se dicten, de acuerdo con la Ley sobre Previsión Social de la Delincuencia Infantil en el Distrito Federal.</p> <p><b>第 413 条</b> 親権は子の身上および財産について行使される。その行使は未成年者の保護および教育に関して、「連邦区における少年非行の社会的予防に関する法律」に示されるところに従って発せられる決定に基づく方法がとられる。</p> <p><b>Artículo 414.</b> La patria potestad sobre los hijos se ejerce por los padres. Cuando por cualquier circunstancia deje de ejercerla alguno de ellos, corresponderá su ejercicio al otro. A falta de ambos padres o por</p>
--	---

親権者の順序として、第一順位が父および母、第二順位が父方の祖父および祖母、第三順位として母方の祖父および祖母と規定されていた。しかし国際婦人年の世界会議がメキシコにおいて開催されたことを契機に、民法条文を男女平等にする改正が行われ、性差の無い現行条文規定となった(1975年改正)。

第415条は削除条文である。かつて同条には婚外子(非嫡出子)の親権行使者の規定があった。しかし非嫡出子差別撤廃の世界的潮流もあり、条文は廃止された。ちなみに第417条も旧規定では非嫡出子関連条文であり、当該子の親に対し、親権、特に扶養の義務を行使するよう、裁判官が指示するとの条文であった。第417条は「婚外子」の名称は使用せずに、親権行使の基準を示す条文となっている。

第416条は離婚に至らない別居の際の親権者の決定に関する条文である。メキシコの別居制度は、離婚手続きの中で処理されるもので、条文上は離婚と別の制度としては規定されていない。しかしいわゆる事実上の別居がある場合、養育料、扶養料の不払い等、子の不利益となることがある。そこで法律上は婚姻が継続しているとはいえ、事実上別居している場合であっても、親権者としての義務は履行しなければならないことを明示し、当事者間で話し合いが成立しない場合には家庭裁判官の指示を仰ぐことができる旨を示唆した条文である。

ちなみに事実上の別居による親たる義務の不履行は、家庭内のみならず社会的秩序に関することから、検察官の関与が示唆されている。条文上の「未成年者の保護および監護の観点」の文言は、国際条約遵守の観点から改正時に導入されたものである。

cualquier otra circunstancia prevista en este ordenamiento, ejercerán la patria potestad sobre los menores, los ascendientes en segundo grado en el orden que determine el juez de lo familiar, tomando en cuenta las circunstancias del caso.

#### 第414条

子の親権は両親により行使される。何らかの状況で両親の一方が親権の行使を放棄する場合には、他の一方がこれを担う。両親の双方がいない場合、あるいは本法が規定するその他の事情がある場合、各事案の状況に応じて家庭裁判官が決定する第二順位の尊属が当該未成年者の親権を行使する。

**Artículo 415.- (Se deroga).**

#### 第415条 (廃止)

#### Artículo 416

En caso de separación de quienes ejercen la patria potestad, ambos deberán continuar con el cumplimiento de sus deberes y podrán convenir los términos de su ejercicio, particularmente en lo relativo a la guarda y custodia de los menores. En caso de desacuerdo, el juez de lo familiar resolverá lo conducente oyendo al Ministerio Público, sin perjuicio de lo previsto en el artículo 94 del Código de Procedimientos Civiles para el Distrito Federal.

En este supuesto, con base en el interés superior del menor, éste quedará bajo los cuidados y atenciones de uno de ellos. El otro estará obligado a colaborar en su alimentación y conservará los derechos de vigilancia y de convivencia con el menor, conforme a las modalidades previstas en el convenio o resolución judicial.

#### 第416条

親権を行使している者(両親)が別居する場合、両者はその義務の履行を継続しなければならず、特に未成年者の保護および監護の観点で、親権行使の条件につき合意することができる。合意が成立しない場合、家庭裁判官は連邦地区民事訴訟法第94条の規定に抵触しない範囲で、検察官に審問することで、これを解決する。

#### Artículo 417.

Los que ejercen la patria potestad, aun cuando no tengan la custodia, tienen el derecho de convivencia con sus descendientes, salvo que exista peligro para éstos. No podrán impedirse, sin justa causa, las relaciones personales entre el menor y sus parientes.

En caso de oposición, a petición de cualquiera de ellos, el juez de lo familiar resolverá lo conducente en atención al interés superior del menor. Sólo por mandato judicial podrá limitarse, suspenderse o perderse el derecho de convivencia a que se refiere el párrafo anterior, así como en los casos de suspensión o pérdida de la patria potestad, conforme a las modalidades que para su ejercicio se

前述のように第 417 条は改正され、親権を有していても事実上別居している場合等を想定した規定となっている。しかも別居によって子の監護に関わらない親の、いわゆる接見交流の権利も規定し、これを妨害された場合にはいわゆる裁判所による命令(訴訟とは異なり短期に指示内容が下される)を受けることも示されている。

第 418 条は親権者はもとより、事実上未成年者を保護し、養育している者には、親がいない場合などに代わりに子の保護を担う後見人に課せられたと同じ義務を負うことを定めたもので、もし子の監護者が変更するなどの事情がある場合も、裁判所が関与することを明記している。

第 419 条および 420 条は親権者となるべきものを示し、養子の場合には養親、親権者がいないか親権行使能力に欠ける場合には、次順位の者が行使することと、二人のうち一方が欠ける場合は一人のみが行使することを規定する。

establezca en el convenio o resolución judicial.

#### 第 417 条

親権を行使する者は、たとえ監護権を有していなくても、危険性が生じない限り子らと共に過ごす権利を持っている。合理的理由なく未成年者と親との人的関係性を妨害することはできない。

これに反する場合には、未成年者およびどちらかの親の要求に応じて、家庭裁判官が子どもの最善の利益に資するように決定する。前段落に述べた共に過ごす権利は、親権の停止または喪失の場合と同様に、その行使のために定められた方法に従って、司法命令によってのみ制限が可能となる。

#### Artículo 418.

Las obligaciones, facultades y restricciones establecidas para los tutores, se aplicarán al pariente que por cualquier circunstancia tenga la custodia de un menor. Quien conserva la patria potestad tendrá la obligación de contribuir con el pariente que custodia al menor en todos sus deberes, conservando sus derechos de convivencia y vigilancia. La anterior custodia podrá terminar por decisión del pariente que la realiza, por quien o quienes ejercen la patria potestad o por resolución judicial.

#### 第 418 条

後見人のために定められた義務、能力および制限は、いずれの状況にしても未成年者の監護権を有する親族に適用される。親権を保持する者は、同居および監督の権利を保持しつつ、未成年者に対する監護権者である親族と共に、あらゆる義務を分担する責務を負う。従前の監護権は、現に監護を実施している親族、親権を行使している者、あるいは司法の決定によって、終了することができる。

#### Artículo 419.

La patria potestad sobre el hijo adoptivo, la ejercerán únicamente las personas que los adopten.

#### 第 419 条

養子の親権は、養親のみがこれを行使する。

#### Artículo 420.

Solamente por falta o impedimento de todos los llamados preferentemente, entrarán al ejercicio de la patria potestad los que sigan en el orden establecido en los artículos anteriores. Si sólo faltare alguna de las dos personas a quienes corresponde ejercer la patria potestad, la que quede continuará en el ejercicio de ese derecho.

#### 第 420 条

適任者としての候補者がいないか、そのすべてに障害がある

第 421 条は、文言通り親権に服する子の義務として親との同居を規定する。

続く第 422 および 423 条は親権者の側の義務として、教育を受けさせる義務を規定し、そのための措置として、矯正の権限および「行動を守る義務」を示している。立法時の規定では、423 条に官憲による訓戒権(amonestaciones)と懲戒権(correctivos)の文言を置いていた。現行法ではこれらの文言の使用を廃し、さらに矯正とは子の心身の健全な成長に資するものであるべきことを明示し、戒めるよりも正しい行動を見せることの重要性が示され、子の監護をめぐる価値観の変遷が明らかである。

第 424 条は、未成年者を第三者から保護する規定であり、十分な理解の無いまま他者から契約締結を促されたり、不本意にも法廷に召喚され

場合にのみ、前条までに定めた順で親権の行使に入る。親権行使に相応する二人のうちの一人だけが欠けている場合は、残る一人がその権利の行使を続ける。

**Artículo 421.**

Mientras estuviere el hijo en la patria potestad, no podrá dejar la casa de los que la ejercen, sin permiso de ellos o decreto de la autoridad competente.

**第 421 条**

子どもは親権に服している間は、親権者の許可または権限のある当局の裁定がない限り、親権を行使している者の家を離れることはできない。

**Artículo 422.**

A las personas que tienen al menor bajo su patria potestad o custodia incumbe la obligación de educarlo convenientemente.

Quando llegue a conocimiento de los Consejos Locales de Tutela o de cualquier autoridad administrativa que dichas personas no cumplen con la obligación referida, lo avisarán al Ministerio Público para que promueva lo que corresponda.

**第 422 条**

未成年者をその親権あるいは監護の下に置いている人々は、その未成年者を正しく教育する義務を負う。  
上記の義務を遵守していないことが地方自治体後見評議会または何らかの行政当局に通知された場合、当該機関は適切なことを推進するため、検察庁に通知するものとする。

**Artículo 423.**

Para los efectos del artículo anterior, quienes ejerzan la patria potestad o tengan menores bajo su custodia, tienen la facultad de corregirlos y la obligación de observar una conducta que sirva a éstos de buen ejemplo.

La facultad de corregir no implica infligir al menor actos de fuerza que atenten contra su integridad física o psíquica en los términos de lo dispuesto por el artículo 323 ter de este Código.

**第 423 条**

前条の効果のために、親権を行使したり、未成年者を自己の監護のもとに置く者は、彼らを矯正する権限と、彼らに良い模範となるように、子に役立つ行動を守る義務を負う。  
矯正する権限は、本法第 323 条の規定により、子の身体的または精神的な完全性を損なうような行為を強いることを意味するものではない。

**Artículo 424.**

El que está sujeto a la patria potestad no puede comparecer en juicio, ni contra obligación alguna, sin expreso consentimiento del que o

たりすることの無いように、子の法律行為に関わる際の、保護者としての親権者の義務を規定したものである。

第425条は親権者が子の財産管理権を適法に有すること、

第426条は親権者が配偶者とともに親権を行使する場合につき、これが親であれ、祖父母であれ、あるいは養父母であれ、両者の合意をもっておこなうこと、特に重要な財産管理行為については、明示の合意、すなわち他方配偶者の同意書等を示すことが要請されている。子の保護の観点から、一方配偶者の一存での子の財産管理を阻止する規定であり、立法時からの条文である。

第427条は親権の訴訟上の代理権について規定する。これも財産管理と同様、配偶者の明示の同意を必要とする。

de los que ejerzan aquel derecho. En caso de irracional disenso, resolverá el juez.

#### 第424条

親権に服している者は、親権を行使する者一人もしくは二人の、明示の同意なしに、法廷に出頭することも、または何らかの契約上の義務を負うことはできない。不合理な異議がある場合は、裁判官が決定する。

### CAPITULO II De los efectos de la patria potestad respecto de los bienes del hijo

#### 第2節 子の財産に関する親権の効果

#### Artículo 425.

Los que ejercen la patria potestad son legítimos representantes de los que están bajo de ella y tienen la administración legal de los bienes que les pertenecen, conforme a las prescripciones de este Código.

#### 第425条

親権を行使する者は、本法典の規定に従って、その元に服する子の合法的代理人(legítimo representante)であり、その者に属する資産の法的管理を行う。

#### Artículo 426.

Quando la patria potestad se ejerza a la vez por el padre y por la madre, o por el abuelo y la abuela, o por los adoptantes, el administrador de los bienes será nombrado por mutuo acuerdo; pero el designado consultará en todos los negocios a su consorte y requerirá su consentimiento expreso para los actos más importantes de la administración.

#### 第426条

親権が父と母により同時に、または祖父と祖母により同時に、あるいは養父母により同時に行使される場合、資産の管理者はそれぞれ両者の合意によって決める。ただし指定された者は、その共同親権者である配偶者に対し、すべての業務で相談し、管理の最も重要な行為のためには、その明白な同意を必要とする。

#### Artículo 427.

La persona que ejerza la patria potestad representará también a los hijos en juicio; pero no podrá celebrar ningún arreglo para terminarlo si no es con el consentimiento expreso de su consorte y con la autorización judicial cuando la Ley lo requiera expresamente.

#### 第427条

親権を行使する者は、裁判上の子の代理人でもある。しかし、共同親権者である配偶者の明示の同意がない場合、および法律が司法の許可を明らかに要求しているときにはその許可が

第 428 条は子が有する財産権の種類であり、子自身の労働により得た財産と、その他の財産とに分ける。

その上で第 429 条では子自身の労働で得た財産は子の所有物であり、その管理も使用収益の権利も子にあることを示している。

次いで第 430 条では、子の労働以外で得た子の財産につき、所有権と使用収益権の半分は子のものとなり、残り半分は親権者に帰属すると規定する。ただし例外的に、その財産が相続、遺贈、贈与によるものである場合は、それぞれ被相続人の遺言、あるいは贈与者の意思で子に使用収益権の全部が遺贈・贈与されていたり、あるいは特定の目的での使用が明示されている場合は、遺言者・贈与者の意思が優先されることを明記する。

第 431 条は前条に規定した財産の帰属のうち、親権を行使する者に帰属するとされた半分の権利を、記録に残したうえで放棄することも可能である旨を規定する。ただし 430 条では帰属者は「親権を行使する者」であったが、本条は「両親」が主語となっており、親以外の者が親権を行使している場合には該当しないことになる。

かくして親が使用収益権の放棄を行った場合、

ない以上は、いかなる取り決めも締結することはできない。

#### **Artículo 428.**

Los bienes del hijo, mientras este en la patria potestad, se dividen en dos clases:

- I. Bienes que adquiera por su trabajo;
- II. Bienes que adquiera por cualquiera otro título.

#### **第 428 条**

親権下にある間、子の資産は二種に分類される：

1. 労働により獲得した財産。
2. その他の何らかの名目によって取得された財産。

#### **Artículo 429.**

Los bienes de la primera clase pertenecen en propiedad, administracion y usufructo al hijo.

#### **第 429 条**

第一の分類の財産は、所有、管理および収益の権利は子に帰属する。

#### **Artículo 430.**

En los bienes de la segunda clase, la propiedad y la mitad del usufructo pertenecen al hijo; la administracion y la otra mitad del usufructo corresponde a las personas que ejerzan la patria potestad. Sin embargo, si los hijos adquieren bienes por herencia, legado o donacion y el testador o donante ha dispuesto que el usufructo pertenezca al hijo o que se destine a un fin determinado, se estara a lo dispuesto.

#### **第 430 条**

第二の分類の財産は、所有権と二分の一の収益権が子に帰属し、管理権および残り二分の一の収益権は親権を行使する者に帰属する。ただし子が相続、遺贈または贈与によって財産を取得し、遺言者または贈与者が、使用収益権がその子に帰属すること、もしくは特定の目的に向けられていることを定めている場合は、その定められたところに従う。

#### **Artículo 431.**

Los padres pueden renunciar a su derecho a la mitad del usufructo, haciendo constar su renuncia por escrito o de cualquier otro modo que no deje lugar a duda.

#### **第 431 条**

両親は書面によって、あるいは疑いの余地のない他の何らかの方法で記録することで、使用収益権の半分を放棄することができる。

それは子に対する贈与とみなされることが、第 432 条に規定されている。ただし 431 条の文言は、「子のためになされた」放棄とあることから、親が放棄することが子の利益とならない場合は、前条の解釈から、放棄自体が認められないことになろう。

第 433 条は、子に帰属した財産の果実について規定する。親権を行使する者は子が占有する子の財産の果実が満期になっても、これに関する権利がないとする。

第 434 条は使用収益に伴う義務の強制が無用である場合を規定する。第 6 章第 2 節とは、親族間扶養の規定であり、親と子は相互に扶養義務がある旨の規定である。

第 435 条は子が財産管理につき、不動産の譲渡等を除いて、親権に服する必要がない場合を規定する。同条では父 (el padre) の意思によっても親権解放されるとある。立法時から同じ条文であり、変更はない。両親ではなく、父のみが親権解放宣言ができるとする規定が現行法典

#### **Artículo 432.**

La renuncia del usufructo hecha en favor del hijo se considera como donacion.

#### **第 432 条**

子のためにする使用収益権の放棄は贈与とみなされる。

#### **Artículo 433.**

Los reditos y rentas que se hayan vencido antes de que los padres, abuelos o adoptantes entren en posesion de los bienes cuya propiedad corresponda al hijo, pertenecen a este, y en ningun caso seran frutos de que deba gozar la persona que ejerza la patria potestad.

#### **第 433 条**

子の所有に属する財産を両親、祖父母または養父母が占有する前に、利子もしくは賃料が満期になった場合、これは子に帰属する。いかなる場合でも親権を行使する者が受益すべき果実ではない。

#### **Artículo 434.**

El usufructo de los bienes concedido a las personas que ejerzan la patria potestad, lleva consigo las obligaciones que expresa el capitulo II del titulo VI, y ademas, las impuestas a los usufructuarios con excepcion de la obligacion de dar fianza, fuera de los casos siguientes:

1. Cuando los que ejerzan la patria potestad han sido declarados en quiebra o esten concursados;
2. Cuando contraigan ulteriores nupcias;
3. Cuando su administracion sea notoriamente ruinosa para los hijos.

#### **第 434 条**

親権を行使する者に与えられる財産の使用収益権は、第 6 章第 2 節に明らかにされている義務の他、使用収益に課された義務も含む。ただし保証を与える義務は別として、以下に記載する場合は除かれる；

- 1、親権を行使する者が破産もしくは支払い不能の宣告を受けているとき。
- 2、後に婚姻を締結する場合
- 3、財産管理が子にとって明白に損害が大きいものである場合。

#### **Artículo 435.**

Quando por la Ley o por la voluntad del padre, el hijo tenga la administracion de los bienes, se le considerara respecto de la administracion como emancipado, con la restriccion que establece la ley para enajenar, gravar o hipotecar bienes raices.

上残存している。

第436条は親権者の財産管理上の規制として、明らかに子に不利益を与えるような行為、親権者との利益相反行為を禁止した規定である。

第437条も親権者の管理行為に対する制限を置く。未成年者の財産の減少を避けるため、不動産等の売却には妥当な売価と、売却益をさらに他の不動産の取得に充てること、売却益は預金されることなど、親権者がその一存で処分しえない規定となっている。

#### 第435条

法律により、または父の任意で、子が財産の管理権を有する場合、親権解放されたものとみなされる。ただし法律により不動産を譲渡し、徴税を受け、抵当権設定をするためには、法律の制限を受ける。

#### Artículo 436.

Los que ejercen la patria potestad no pueden enajenar ni gravar de ningun modo los bienes inmuebles y los muebles preciosos que correspondan al hijo, sino por causa de absoluta necesidad o de evidente beneficio y previa la autorizacion del juez competente.

Tampoco podran celebrar contratos de arrendamiento por mas de cinco anos, ni recibir la renta anticipada por mas de dos anos; vender valores comerciales, industriales, titulos de rentas, acciones, frutos y ganados, por menor valor del que se cotice en la plaza el dia de la venta; hacer donacion de los bienes de los hijos o remision voluntaria de los derechos de estos; ni dar fianza en representacion de los hijos.

#### 第436条

親権を行使する者はどのような方法であれ、子に帰属する不動産と高価な動産を、譲渡し、負担を設定することはできない。ただし絶対的に必要性があり、または明らかに利益となる理由があり、かつ事前に管轄裁判官の許可を得ている場合を除く。

同様に、5年を超える賃貸契約を締結し、2年を超える賃料の先取りをすること、商業上、工業上、賃貸料上、株式上の有価証券と、果実や家畜を、売却当日の市価より安い価格で売却すること、子の財産を贈与すること、またはこれらの権利を任意で放棄すること、子の代理人として保証をすることは、なし得ない。

#### Artículo 437.

Siempre que el juez conceda licencia a los que ejercen la patria potestad, para enajenar un bien inmueble o un mueble precioso perteneciente al menor, tomara las medidas necesarias para hacer que el producto de la venta se dedique al objeto a que se destino, y para que el resto se invierta en la adquisicion de un inmueble o se imponga con segura hipoteca en favor del menor.

Al efecto, el precio de la venta se depositara en una institucion de credito, y la persona que ejerce la patria potestad no podra disponer de el, sin orden judicial.

#### 第437条

親権を行使する者に裁判官が与えた許可は、未成年者に帰属する不動産または高価な動産を譲渡するに際し、売買の対価が目的に見合うようにするため、その残額が不動産の獲得にあてられるため、または未成年者の利益となるように安全な抵当権を設定するために、常に必要な措置が取られなければならない。

第 438 条は、親権の消滅原因を規定する。子が婚姻することで成年として扱われる(成年擬制)か、成人に達すること、親権者に親権喪失に該当すること、親権を放棄することの 3 点が挙げられている。親権の放棄は、次節親権の消滅原因規定(第 443 条以下)には存在しないことから、財産行為に関し、法定原因なしに辞する場合である。

第 439 条は、親権を行使する者の義務として、管理計算書の発行を義務付けている。適正な行使を担保するためである。

第 440 条は子と親権行使者との利害が相反する場合の措置として、裁判上であれ、裁判外の事項であれ、子の利益の代理人として後見人の選任が必要であることを規定する。その際は裁判官が任命する。

第 441 条は親権を行使する者の不穏当な管理行為によって子の財産が減少することの無いように、利害関係人や子本人(ただし満 14 歳以上の場合)、あるいは公益の代表たる検察官の請求で、裁判官に必要な措置をとるよう課した規定である。

そのために、売買代金は金融機関に預金され、親権を行使する者は司法上の許可を得ずには、これを処分することはできない。

**Artículo 438.**

El derecho de usufructo concedido a las personas que ejercen la patria potestad, se extingue:

- I. Por la emancipacion derivada del matrimonio o la mayor edad de los hijos;
- II. Por la perdida de la patria potestad;
- III. Por renuncia.

**第 438 条**

親権を行使する者に許与された使用収益の権利は、以下の場合消滅する；

- 1、子の、婚姻による親権解放(成年擬制)または成人に達したこと
- 2、親権喪失
- 3、放棄

**Artículo 439.**

Las personas que ejercen la patria potestad tienen obligacion de dar cuenta de la administracion de los bienes de los hijos.

**第 439 条**

親権を行使する者は、子の財産の管理計算報告書を提出する義務がある。

**Artículo 440.**

En todos los casos en que las personas que ejercen la patria potestad tienen un interes opuesto al de los hijos, seran estos representados en juicio y fuera de el, por un tutor nombrado por el juez para cada caso.

**第 440 条**

親権を行使する者が子と相反する利益を有している場合は、裁判上および裁判外でも、常に、それぞれの場合に裁判官が任命する後見人に代理される。

**Artículo 441.**

Los jueces tienen facultad de tomar las medidas necesarias para impedir que, por la mala administracion de quienes ejercen la patria potestad, los bienes del hijo se derrochen o se disminuyan.

Estas medidas se tomara n a instancias de las personas interesadas, del menor cuando hubiere cumplido catorce anos, o del Ministerio Publico en todo caso.

**第 441 条**

裁判官は、親権を行使する者の不穏当な管理により、子の財産が乱費され、もしくは減少させられることを避けるため、

第 442 条は親権終了時(終了事由については次条 443 条に、同内容の条文あり)である子の成年(成年擬制と成人に達したとき)により、子の財産をすべて子に引き渡す義務を規定する。

第 443 条は、親権終了原因の第一として、親権行使者が死亡し、これに代わる者がいない場合を規定する。すなわち通常は親権者死亡によっても、これに代わる親族による親権行使がなされるが、代わる親族もいない、あるいは誰も引き継ぐことができない状況であれば、親権を終了させ、後見を開始させることになる。

後見は親権と要件・効力共に異なることから、終了事項となる。ちなみに日本法は親族による子の監護は後見であり、親権行使ではないので、相違点として注意が必要である。

第 444 条は 6 項目の喪失原因を掲げる。すべて親権者側の原因であり、裁判上で決定される。従って第 1 項は本文と合わせ。総則的規定でもある。2 項は親権行使を行う親が離婚した場合であり、離婚規定の 283 条を考慮すべき事情の規定として指示している。さらに不当な親権行使により子の心身の安全性にもかかわる場合や、親が犯罪行為を行い、有罪判決を受けたこと、あるいは正当な親権行使を怠り、子を放置していた場合も喪失原因となる。第 5 項は、その前段において、親権者が自ら辞する旨を子に伝えた場合も喪失原因と含めている。

なお第 2 項に示す第 283 条とは、離婚時の親権者決定に関する条項であり、立法時には存在しなかった条文である。国際婦人年を契機とし

必要な措置を講ずる権限を有する。

この措置をとることを請求しうるのは、利害関係人および満 14 歳に達した未成年者自身であり、検察官はあらゆる場合に請求し得る。

#### **Artículo 442.**

Las personas que ejerzan la patria potestad deben entregar a sus hijos, luego que estos se emancipen o lleguen a la mayor edad, todos los bienes y frutos que les pertenecen.

#### **第 442 条**

親権を行使する者は、親権に服する子が親権解放されるか、または成人に達した後、子に属するすべての財産と果実を、その子に引き渡さなければならない。

### **CAPITULO III - De los Modos de Acabarse y Suspenderse la Patria Potestad**

#### **第 3 節 親権の終了と停止の方式**

#### **Artículo 443.**

La patria potestad se acaba:

1. Con la muerte del que la ejerce, si no hay otra persona en quien recaiga;
2. Con la emancipación, derivada del matrimonio.
3. Por la mayor edad del hijo.

#### **第 443 条**

親権は以下の場合に終了する；

1. 行使する者が死亡し、他にその任に当たる者がいない場合、
2. 婚姻したことによる親権解放による、
3. 子の成年となることによる。

#### **Artículo 444.**

La patria potestad se pierde por resolución judicial:

1. Cuando el que la ejerza sea condenado expresamente a la pérdida de ese derecho;
2. En los casos de divorcio, teniendo en cuenta lo que dispone el artículo 283;
3. Cuando por las costumbres depravadas de los padres, malos tratamientos o abandono de sus deberes, pudiere comprometerse la salud, la seguridad o la moralidad de los hijos, aun cuando esos hechos no cayeren bajo la sanción de la ley penal;
4. Por la exposición que el padre o la madre hiciere de sus hijos, o porque los dejen abandonados por más de seis meses.
5. Cuando el que la ejerza sea condenado por la comisión de un delito doloso en el que la víctima sea el menor; y
6. Cuando el que la ejerza sea condenado dos o más veces por

て種々の法改正が行われた後、児童青少年の人権条約とも合わせ、家庭内暴力の対応策として妻や子の保護規定が置かれた際に、離婚後の監護権の重要性が意識されて改正に至ったものである。

その理念は、離婚後の親権行使に関わる決定は、子の心身の状況を勘案して決定すべく、その間の事情を当事者、利害関係人、子自身からも聴取し、職権で探索し、子の利益のために必要な情報を収集したのちに、子の保護に則した決定を行うとするものである。1990年代以降、国家的プロジェクトとして、家庭内暴力の回避、暴力行為者の治療矯正などのプログラムも用意されているという(条文の項参照)。

第444条の2は、家庭内暴力に関する条項を新設する民法改正の際に、親権の項にも一文を入れるために挿入されたものである。同条には以下に記載する家庭内暴力に関する第323条の指示がなされている。

delito grave.

#### 第444条

親権は以下の場合に、裁判によって喪失する；

1. 行使者がこの権利の喪失を明白に宣告された場合；
2. 離婚の場合。その場合第283条(注記参照)の規定を考慮
3. 両親の墮落した習慣、不当な扱い、または義務の放棄が、たとえその事実が刑法の処罰の対象にならない場合でも、子の健康、安全または道徳が危うくなる可能性がある場合；
4. 父または母が子に対して表明する、もしくは6ヶ月以上子を放置していた場合。
5. 行使する者が、被害者が未成年者である詐欺犯罪を実行したことで有罪となった場合。
6. 行使する者が重大犯罪で2回以上有罪となった場合。

#### Artículo 444 bis.

La patria potestad podrá ser limitada cuando el que la ejerce incurra en conductas de violencia familiar previstas en el artículo 323 ter de este Código, en contra de las personas sobre las cuales la ejerza.

#### 第444条の2

親権は、これを行行使する者が親権のもとに服する子に対して、本法典323条に規定されている家庭内暴力を行った場合、制限される。

#### Artículo 445.

La madre o abuela que pase a segundas nupcias, no pierde por este hecho la patria potestad.

#### 第445条

再婚する母または祖母は、再婚という事実によって親権を失うことはない。

#### Artículo 446.

El nuevo marido no ejercerá la patria potestad sobre los hijos del matrimonio anterior.

#### 第446条

その新しい夫は、(妻の)前婚の子に対して、親権を行行使しない。

#### Artículo 447.

La patria potestad se suspende:

1. Por incapacidad declarada judicialmente;
2. Por la ausencia declarada en forma;
3. Por sentencia condenatoria que imponga como pena esta suspensión.

#### 第 447 条

親権は以下の事由により停止される；

1. 裁判で無能力と判断された場合
2. 正式に不在者の宣告がなされた場合
3. 有罪判決を受け、その効果として停止が課される場合。

#### Artículo 448.

La patria potestad no es renunciabile; pero aquellos a quienes corresponda ejercerla pueden excusarse:

1. Cuando tengan sesenta años cumplidos;
2. Cuando por su mal estado habitual de salud, no puedan atender debidamente a su desempeño.

#### 第 448 条

親権は放棄することはできない。しかし親権の行使にあたるべき者は、以下の場合免除されうる；

1. 60 歳以上となったとき、
2. 恒常的に健康状態が悪く、その行使に適切に当たることができないとき。

(4) 民法中のその他の項の条文

**TITULO QUINTO    Del Matrimonio**  
**CAPITULO X     Del Divorcio**  
**第 5 章 婚姻     第 5 節 離婚**

#### Artículo 283.

La sentencia de divorcio fijará en definitiva la situación de los hijos, para lo cual el juez deberá resolver todo lo relativo a los derechos y obligaciones inherentes a la patria potestad, su pérdida, suspensión o limitación, según el caso, y en especial a la custodia y al cuidado de los hijos. De oficio o a petición de parte interesada durante el procedimiento, se allegará de los elementos necesarios para ello, debiendo escuchar a ambos progenitores y a los menores, para evitar conductas de violencia familiar o cualquier otra circunstancia que amerite la necesidad de la medida, considerando el interés superior de estos últimos. En todo caso protegerá y hará respetar el derecho de convivencia con los padres, salvo que exista peligro para el menor.

La protección para los menores incluirá las medidas de seguridad, seguimiento y terapias necesarias para evitar y corregir los actos de violencia familiar, las cuales podrán ser suspendidas o modificadas en los términos previstos por el artículo 94 del Código de Procedimientos Civiles para el Distrito Federal.

#### 第 283 条

離婚判決は、裁判官が親権に固有の権利と義務、その喪失、

<p>また第 323 条の 3 では、暴力の結果、けが等の身体障害が発生することは要件ではなく、前項に示す暴力行為があるときには常に、これを民法上の家庭内暴力行為とすること、ならびに事実婚にも適用がある旨を規定している。</p>	<p>停止または制限に関するすべてにつき、子どもの状況、とくに子どもの監護と世話につき勘案して最終的に決める。手続中職権で、または利害関係人の請求により、必要な方策を集め、親と子双方に聴取し、家族の暴力的行為を回避し、またはその他の利害を考慮した必要な措置を講じ、特に子の最善の利益に配慮する。いずれにせよ、未成年者に危険がない限り、両親との共存の権利を保護する。</p> <p>未成年者の保護には、家庭内暴力行為を防止および是正する手段が含まれ、連邦区民事手続法 94 条に規定されているため必要な中止措置、あるいは修正措置もとられる。</p> <p style="text-align: center;"><b>TITULO SEXTO Del Parentesco, de los Alimentos y de la Violencia Familiar</b></p> <p style="text-align: center;"><b>CAPITULO III De la Violencia Familiar</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 親族・扶養・家庭内暴力について</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 節 家庭内暴力について</b></p> <p><b>Artículo 323 bis.</b></p> <p>Los integrantes de la familia tienen derecho a que los demás miembros les respeten su integridad física y psíquica, con objeto de contribuir a su sano desarrollo para su plena incorporación y participación en el núcleo social. Al efecto, contará con la asistencia y protección de las instituciones públicas de acuerdo con las leyes.</p> <p><b>第 323 条の 2</b></p> <p>家族の構成員は、他のメンバーに対し、社会の中心への完全な参加と関与ができるようにするために、健康的な発達に貢献する目的で、他のメンバーの肉体的および精神的完全性を尊重する権利を持っています。この目的のために、法律に従って公的機関の援助と保護を受けるものとする。</p> <p><b>Artículo 323 ter.</b></p> <p>Los integrantes de la familia están obligados a evitar conductas que generen violencia familiar.</p> <p>Por violencia familiar se considera el uso de la fuerza física o moral, así como las omisiones graves, que de manera reiterada ejerza un miembro de la familia en contra de otro integrante de la misma, que atente contra su integridad física, psíquica o ambas independientemente de que pueda producir o no lesiones; siempre y cuando el agresor y el agredido habiten en el mismo domicilio y exista una relación de parentesco, matrimonio o concubinato.</p> <p><b>第 323 条の 3</b></p> <p>家族の一員である者は、家庭内暴力を引き起こすような行動を避ける義務がある。家庭内暴力とは、肉体的または道徳的な力の利用であり、深刻な怠慢であり、家族の他の構成員に対し反復して行使しすることで、その肉体的または精神的完全性、あるいはその両方を脅かすものである。暴力行為者と</p>
--	---

	被害者と同じ住居に住んでいて、親族関係、婚姻関係または事実婚関係がある限り、身体損傷があるか否かとは関係がない。
--	--